

学校伝染病の取り扱いについて

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるものに限る)	
鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)		
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	伝染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師によって 伝染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の伝染病	

※第2種の伝染病(結核を除く)にかかった人は、それぞれの伝染病ごとに出席停止期間を定めていますが、病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないとみとめたときはこの限りではありません。

※以上の病気は、学校保健法施行規則第19条および20条によって、他の児童にうつる恐れのある間は登校できないことになっています。病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められ登校するときには、登校許可証を提出してください。

登 校 許 可 証

尼崎市若王寺2-18-2
百合学院小学校

年 組 児童氏名

病名 ()

上記の診断で 年 月 日から 年 月 日
まで療養中でしたが、主要症状が消退し、もはや伝染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

年 月 日

医療機関名称及び所在地

医師氏名

印

登 校 許 可 証

尼崎市若王寺2-18-2
百合学院小学校

年 組 児童氏名

病名 ()

上記の診断で 年 月 日から 年 月 日
まで療養中でしたが、主要症状が消退し、もはや伝染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

年 月 日

医療機関名称及び所在地

医師氏名

印